○北九州工業高等専門学校学則

昭和５０年４月１日　規則第１号
改正　令和８年３月１７日

第１章　目的及び自己評価等

（目的）

第１条　本校は、教育基本法の精神にのっとり、学校教育法に基づいて、深く工業に関する専門の教育を授け、産業の興隆及び文化の発展に貢献し得る有能な技術者を育成することを目的とする。

第１条の２　本校は、その教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　組織

（学科、学級数、入学定員、収容定員及び養成する人物像）

第２条　本校に生産デザイン工学科を置く。

２　前項に規定する学科に、第２学年後学期から次のコースを設ける。

（１）機械創造システムコース
（２）知能ロボットシステムコース
（３）電気電子コース
（４）情報システムコース
（５）物質化学コース

３　第１項の学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員	収容定員
生産デザイン工学科	５	２００人	１０００人

４　第１項に規定する学科で養成する人物像は、別に定める。

（事務部）

第３条　本校に、庶務、会計及び厚生補導等に関する事務を処理するため事務部を置く。

（教育研究支援組織）

第３条の２　本校に、教育研究に関する技術支援業務を処理するため教育研究支援室を置く。

第３章　職員組織

（職員組織）

第４条　本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

２　前項の職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによる。

（主事）

第５条　本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

２　教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

３　学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属する

ものを除く。）を掌理する。
４　寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。
（内部組織）
第６条　前３条に規定するもののほか、本校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

第４章　修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

（修業年限及び在学期間）
第７条　修業年限は、５年とする。ただし、校長が特別に認めた場合を除き、１０年を超えて在学することはできない。
（学年）
第８条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（学期）
第９条　学年を次の２学期に分ける。
前学期　　４月１日から９月３０日まで
後学期　　１０月１日から翌年３月３１日まで
２　特別の必要があるときは、校長は前項の各学期の期間を変更することがある。
（休業日）
第１０条　休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。
（１）日曜日及び土曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
（３）春季休業
（４）夏季休業
（５）冬季休業
（６）学年末休業
２　前項第４号から第７号に規定する休業日の期間及びほか臨時の休業日は、校長がその都度定める。
３　必要がある場合は、校長は、第１項の休業日を臨時に変更することができる。
（授業終始の時刻）
第１１条　授業終始の時刻は、校長が定める。

第５章　入学、編入学、転入学、再入学及び転科

（入学の時期）
第１２条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第１７条及び第１８条に規定する者については、学期の始めとすることができる。
（入学の資格）
第１３条　本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）中学校を卒業した者
（２）義務教育学校を卒業した者
（３）中等教育学校の前期課程を修了した者
（４）外国において、学校教育における９年の課程を修了した者
（５）文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育教育施設の当該課程を修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和４１年文部省令第３６号）

により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
（８）その他相当年齢に達し、本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
（入学の出願）
第１４条　本校に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の選抜）
第１５条　校長は、前条の入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。
２　校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。
（入学の許可）
第１６条　校長は、前条の選抜の結果に基づき合格した者で、所定の期日までに第４７条に規定する入学料（入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を除く。）を納付し、誓約書、保証書その他校長が定めた書類を提出した者に入学を許可する。
（編入学・転入学）
第１７条　第１学年の途中又は第２学年以上に入学を志願する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ定員に欠員がある場合に限り、相当学年に入学を許可することができる。
（再入学）
第１８条　第３５条の規定により退学した者で再入学を志願する者があるときは、校長は、相当学年に入学を許可することができる。
（準用規定）
第１９条　第１４条、第１５条及び第１６条の規定は、前２条に規定する入学に準用する。
（コース変更）
第２０条　コース変更に関して必要な事項は、別に定める。

第６章　教育課程等

（１年間の授業期間）
第２１条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたるものとする。
（授業科目）
第２２条　授業科目は、一般科目、専門基礎共通科目及びコースごとの専門科目とする。
（教育課程の編成）
第２３条　本校の教育課程は、授業科目及び特別活動によって編成するものとする。
２　授業科目及びその履修単位数は、一般科目については別表第１、専門共通科目及びコース科目については　別表第２のとおりとする。
３　特別活動は、第１学年から第３学年までの各学年３０単位時間計９０単位時間実施する。
（単位の計算方法）
第２４条　各授業科目の単位数は、３０単位時間の履修を１単位として計算するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計

算することができる。
（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって１単位とする。
３　前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、６０単位を超えないものとする。
４　前３項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、校長は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（他の高等専門学校における授業科目の履修）
第２５条　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、第２６条第２項及び第３４条により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて６０単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項に関し、必要な事項は別に定める。
（高等専門学校以外の教育施設における学修等）
第２６条　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、本校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。
２　前項により認定することができる単位数は、前条及び第３４条により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
３　第１項の規定は、第３４条に定める留学の場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
４　第１項に関し、必要な事項は別に定める。
（授業の方法）
第２６条の２　校長は，文部科学大臣の定めるところにより，多様なメディアを高度に利用した授業を，当該授業を行う教室等以外で履修させることができる。
２　前項の授業の方法により修得する単位数は，卒業の要件として修得すべき単位数のうち，６０単位を超えないものとする。
（成績）
第２７条　各学年の課程の修了又は卒業を認定するに当たっては、学生の平素の成績などを評価して行うものとする。
２　前項に関し、必要な事項は別に定める。
（再履修）
第２８条　前条の認定の結果、原学年に留められた者の再履修については、別に定める。

第７章　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）
第２９条　学生は、疾病その他やむを得ない理由により３月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。
（休学期間）
第３０条　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
２　休学期間は、通算して５年を超えることができない。

３　休学期間は、第７条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（復学）

第３１条　休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。

（出席停止）

第３２条　伝染病その他の疾病にかかり、又はその疑いがあると認められる学生があるときは、校長は、別に定めるところにより出席を停止させることができる。

（転学）

第３３条　他の学校への入学、転学又は編入学を志願しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

（留学）

第３４条　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

２　校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、第２５条及び第２６条第２項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて６０単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

３　校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

４　前３項に関し、必要な事項は別に定める。

（休学期間中に外国の高等学校又は大学において履修した授業科目の単位の取り扱い）

第３４条の２　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本校において修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第２項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

３　前２項に関して必要な事項は、別に定める。

（退学）

第３５条　学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を得て退学することができる。

（除籍）

第３６条　次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

（１）　第３０条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

（２）　第７条に規定する在学期間を超える者

（３）　長期間にわたり行方不明の者

（４）　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（５）　第１６条に規定する入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除若しくは徴収猶予を不許可とされ、又は一部免除若しくは徴収猶予の許可をされた者（ただし、免除の申請をした者で、免除の不許可又は一部免除の許可を告知された日から起算して１４日以内に徴収猶予の申請をした者を除く。）で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第８章　卒業

（卒業）
第３７条　全学年の課程を修了し、１６７単位以上（うち一般科目７５単位以上、専門科目８２単位以上）を修得した者に対しては、校長が卒業を認定し、所定の卒業証書を授与する。
（称号）
第３８条　卒業した者は、準学士と称することができる。

第９章　学生準則及び賞罰

（学生準則の遵守）
第３９条　学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。
（表彰）
第４０条　学生として表彰に値する行為があったときには、校長は、表彰することができる。
（懲戒）
第４１条　この学則その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、校長が懲戒する。
２　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当の理由がなくて出席常でない者
（４）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
４　停学期間の在学期間及び修業年限への算入については、別に定める。

第１０章　学生寮

（学生寮）
第４２条　本校に学生寮を置く。
２　学生寮の運営その他必要な事項は、校長が定める。

第１１章　外国人留学生

（外国人留学生）
第４３条　本校に入学を志願する外国人があるときは、校長は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
２　この学則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、校長が定める。

第１２章　研究生、聴講生及び科目等履修生

（研究生）
第４４条　本校において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
２　この学則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、校長が定める。
（聴講生及び特別聴講学生）
第４５条　本校において、特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

２　学校間相互単位互換協定又は国際学術交流協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち特定の科目につて聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。
３　この学則に定めるもののほか、聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、校長が定める。

（科目等履修生）

第４６条　本校において、一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り、校長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することができる。
２　本校の学生以外の者で学校教育法第１２３条において準用する同法１０５条に規定する特別の課程を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し、単位の修得を認定することができる。
３　この学則に定めるもののほか、科目等履修生及び特別の課程履修生に関し必要な事項は、校長が定める。

第１３章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料等の額）

第４７条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成１６年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第３５号）の定めるところによる。

（授業料の納付）

第４８条　学生は、授業料の年額の２分の１ずつを、次の２期に分けて納付しなければならない。ただし、学生の申出があった場合には、前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

区分	納期
前期（４月から９月まで）	５月
後期（１０月から翌年３月まで）	１０月

２　前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めた者については校長が月割分納を認めることができる。
３　入学年度に係る授業料については、第１項本文の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可されるときに納付することができる。

（復学等の場合の授業料）

第４９条　前期又は後期の中途において、復学又は入学した者から徴収する授業料は、年額の１２分の１に相当する額に復学又は入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は入学の日の属する月に徴収する。ただし、復学日が後学期の初日である場合にあっては、１０月１日を復学日とみなして授業料を徴収する。

（退学、除籍及び停学の場合の授業料）

第５０条　前期又は後期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。
２　停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

（休学の場合の授業料）

第５１条　休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月まで

の授業料を免除することができる。ただし、休学開始日が後学期の初日である場合にあっては、１０月１日を休学開始日とみなして授業料を免除することができる。

（寄宿料の納付）

第５２条　学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を毎月所定の期日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の寄宿料については、当該休業期間の開始の前までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、学生の申出があった場合には、当該年度内に納付する寄宿料の額の総額の範囲内で納付することができる。

（入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予）

第５３条　校長は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第１３４号）で定めるところにより、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予を許可することができる。

２　入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る入学料、授業料及び寄宿料の徴収を猶予する。

３　入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、校長が定める。

（納付済みの授業料等）

第５４条　納付された検定料、入学料、授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）は還付しない。

２　第４８条第１項ただし書及び第３項の規定により納付された授業料が、次の各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付するものとする。

（１）後期分授業料の徴収時期前に納付した者が休学又は退学した場合の後期分授業料

（２）入学を許可されるときに納付した者が３月３１日までに入学を辞退した場合の当該授業料

３　第１項に規定にかかわらず、授業料等を納付した者に対し、納付された授業料等について免除を許可した場合又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）により支援される場合、当該授業料等を還付することができる。

第１４章　専攻科

（設置）

第５５条　本校に、専攻科を置く。

（目的）

第５６条　専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

２　専攻科で養成する人物像は、別に定める。

（専攻、入学定員及び収容定員）

第５７条　専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
生産デザイン工学専攻	２０人	４０人

第５７条の２　大学と連携して、それぞれ強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図ることを目的に連携教育プログラムを実施する。

２　専攻科に次の連携教育プログラムを設ける。

連携教育プログラム名	連携大学
九州大学工学部・九州沖縄９高専連携教育プログラム	九州大学

３　前項の連携教育プログラムは、前条で規定する入学定員の範囲内で実施する。
４　第２項の連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

（修業年限及び在学期間）

第５８条　専攻科の修業年限は、２年とする。ただし、校長が特別に認めた場合を除き、４年を超えて在学することはできない。

（入学資格）

第５９条　専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）高等専門学校を卒業した者
（２）短期大学を卒業した者
（３）高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第 58 条の２（同法第 70 条第１項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができる者
（４）専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第１３２条の規定により大学に編入学することができる者
（５）外国において学校教育における１４年の課程を修了した者
（６）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１４年の課程を修了した者
（７）我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１４年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（８）その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜）

第６０条　校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

（教育課程）

第６１条　専攻科の授業科目及びその単位数は、一般科目及び専門基礎科目については、別表第３、専門科目については、別表第４のとおりとする。
２　授業科目の単位計算方法は、１単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて４５時間とし、次の各号の基準によるものとする。

（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習については、３０時間から４５時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって１単位とする。

（休学期間）

第６２条　専攻科学生の休学期間は、通算して２年を超えることができない。
２　休学期間は、第５８条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（修了）

第６３条　専攻科に２年以上在学し、所定の授業科目を履修し、６２単位以上を修得した者については、修了を認定する。

２　校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。
３　第１項に規定する単位の修得については、別に定める。
（準用規定）
第６４条　専攻科学生については、第８条から第１１条まで、第１４条、第１６条、第２１条、第２６条第１項及び第４項、第２６条の２、第２９条、第３１条、第３２条、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３５条、第３６条第１項第１号、第３号、第４号、第５号、第３９条、第４０条、第４１条第１項、第２項、第３項、第４７条から第５４条までの規定を準用する。この場合において、第１６条中「前条」とあるのは、「第６０条」と、第３４条第１項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第３６条第１号中「第３０条」とあるのは、「第６２条」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、第５７条の２で規定する連携教育プログラムの専攻科学生について、第４７条から第５１条、第５３条、第５４条に関しては別に定める。
（その他）
第６５条　本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第１５章　公開講座

（公開講座）
第６６条　本校に公開講座を開設することができる。
２　この学則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、校長が定める。

第１６章　補則

（実施事項）
第６７条　この学則に定めるもののほか、この学則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附　則
１　この学則は、昭和５０年４月１日から施行する。
２　昭和４７年３月３１日以前に入学した者の授業料は、第３８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３　昭和４７年度以前の学年に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料は、第３８条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料とする。

附　則
１　この学則は、昭和５１年６月１２日から施行し、昭和５１年４月１日から適用する。
２　昭和５１年３月３１日以前に入学した者の授業料は、第３８条の規定にかかわらず、従前の例による。
３　昭和５０年度以前の学年に転入学、編入学又は再入学した者に係る授業料は、第３８条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料とする。
４　昭和５１年度において入学した者に係る同年度の授業料の額は第３８条の規定にかかわらず、前期９，６００円、後期２１，６００円を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。

附　則
１　この学則は、昭和５２年６月２０日から施行し、昭和５２年４月１日から適用する。
２　昭和５２年度の第２学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、この学則による改正前の学則別表「毎週授業総時間数」とあるのを「単位数」と、「学年別毎週授業時間数」とあるのを「学年別配当」とそれぞれ読み替えるものとす

る。
3　昭和５２年度における入学を許可される者にかかる入学料の額は、第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和５３年４月２７日から施行し、昭和５３年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、昭和５５年６月１９日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。

附　則

1　この学則は、昭和５６年７月２１日から施行し、昭和５６年４月１日から適用する。
2　昭和５２年度入学生に係る機械工学科及び昭和５５年度以前の入学生に係る電気工学科の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

1　この学則は、昭和５７年４月１日から施行する。
2　昭和５７年度の第２学年以上に係る教育課程の一般科目については、なお従前の例による。
3　昭和５７年度の第５学年に係る機械工学科の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６０年４月１８日から施行し昭和６０年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６２年３月１日から施行する。ただし、別表第２の改正については、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、昭和６２年９月１０日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。
2　昭和６２年度の第２学年以上に係る電気工学科の教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成元年４月１日から施行する。
2　平成元年度の第２学年以上に係る教育課程の専門科目については、なお従前の例による。
3　平成元年度の第２学年に係る化学工学科の教育課程の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、平成元年４月２０日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成元年８月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２年１０月１１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成３年４月１日から施行する。

２　平成３年度の第３学年以上に係る電子制御工学科の教育課程の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、平成３年４月１７日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成３年９月５日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成４年４月１日から施行する。

２　平成４年度の第２学年以上に係る教育課程については、別に定めるところによる。

附　則

１　この学則は、平成５年４月１日から施行する。

２　平成５年度の第２学年以上に係る教育課程については、別に定めるところによる。

附　則

１　この学則は、平成６年４月１日から施行する。

２　平成６年度の第４学年に係る電子制御工学科の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成７年４月１日から施行する。

２　平成７年度の第５学年に係る機械工学科の教育課程の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

３　平成７年度の第２学年以上に係る化学工学科の教育課程の専門科目については、この学則による改正後の学則別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成８年５月１６日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年度の第２学年以上に係る教育課程については、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、平成１０年４月１日から施行し、平成１０年度以降に入学する者から適用する。

附　則

１　この学則は、平成１０年４月１日から施行する。

２　化学工学科は、改正後の学則第２条の規定にかかわらず、平成１０年３月３１日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

３　平成１０年度の第２学年以上に係る教育課程については、改正後の学則別表第１の規

定にかかわらず、別に定めるところによる。
4　この学則の施行日において、化学工学科に存在する学生の教育課程については改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行し、平成１３年度以降に入学する者から適用する。

附　則

この学則は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成１３年４月１日から施行する。
2　平成１３年度の第２学年から第４学年に係る教育課程については、別に定めるところによる。
3　平成１３年度の第５学年に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、制御情報工学科の専門科目については、この学則の改正後の別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

1　この学則は、平成１３年６月２１日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。
2　改正後の学則第２３条第２項に規定する別表第１及び別表第２は、平成１３年度以降に入学する者から適用する。

附　則

1　この学則は、平成１４年４月１日から施行する。
2　電気工学科は、改正後の学則第２条の規定にかかわらす、平成１４年３月３１日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
3　平成１４年度の第２学年以上に係る教育課程については、改正後の学則別表第１の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
4　この学則の施行日において、電気工学科に在学する学生の教育課程については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　平成１２年度以前の入学生に係る電子制御工学科の専門科目については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成１５年４月１日から施行する。
2　平成１４年度以前の専攻科入学生に係る化学工学専攻の専門科目については、改正後の学則別表第４の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１５年２月２０日から施行し、平成１５年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成１５年９月１８日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
2　改正後の学則第２３条第２項に規定する別表第２（５）物質化学工学科の表共通必修科目の項中第２学年に履修する科目については、平成１６年度の第２学年以下の者に適用

する。

附　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１６年９月１６日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

２　平成１６年度以前の入学生に係る改正後の学則別表第１一般科目の項中必修科目の数学に係る科目については、改正後の同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１７年４月２１日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１７年度以前の専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の学則別表第３及び別表第４の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第４（１）生産工学専攻選択科目中「プラズマ工学」の「気体プラズマ特論」への名称変更については、平成１７年度入学生から適用する。

附　則

１　この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　改正後の学則別表第１一般科目の選択科目「経済学」については平成１５年度入学生並びに平成１４年度以前入学生第５学年に在籍する者について適用する。

３　平成１４年度以前の入学生に係る電気電子工学科の専門科目については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　平成１８年度の第２学年以上に係る物質化学工学科の専門科目については改正後の別表第２にかかわらず、別に定めるところによる。

５　平成１７年度以前の専攻科入学生に係る修得単位数については、改正後の学則第６３条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１９年度の第２学年以上に係る機械工学科及び制御情報工学科の専門科目の教育課程については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　平成１８年度以降の入学生で、平成２０年４月１日以降、専攻科第２学年に在籍し、「社会科学特論」の単位を修得していない者に係る教育課程については、改正後の学則別表第３の規定に定めるところによる。

附　則

１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　平成２０年度の第２学年以上に係る一般科目の教育課程については、改正後の学則別表第１の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

３　平成２０年度の第２学年以上に係る機械工学科及び制御情報工学科の専門科目の教育課程については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２１年度の第２学年以上に係る別表第１一般科目の教育課程については、改正後の学則別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２１年９月１７日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２１年度以前の専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の学則別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２２年度の第２学年以上に係る一般科目の教育課程については、改正後の学則別表第１の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２２年度の第２学年以上に係る機械工学科及び制御情報工学科の専門科目の教育課程については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２２年度の第２学年以上に係る電気電子工学科、電子制御工学科及び物質化学工学科の専門科目の教育課程については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

２　平成２３年度の第４学年及び第５学年に係る一般科目の教育課程については、改正後の学則別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２３年度以前の専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の学則別表第３及び別表第４の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　平成２５年度の第５学年に係る機械工学科の専門科目の教育課程については、改正後の学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２７年度以前の本科入学生に係る学級編成について教育上有益と認めるときは、改正後の学則第２条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この学則第２条、第２条第２項、第２条第３項、第２条第４項、第２０条、第２２条、第２３条第２項の規定にかかわらず、第１条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置き、改正後の学則の各規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（１）機械工学科

（２）電気電子工学科

（３）電子制御工学科

（４）制御情報工学科

（５）物質化学工学科

４　平成２７年度第２学年以上の一般科目の教育課程については、改正後の別表第１の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

５　前項各号に規定する学科は、平成２７年３月３１日に当該学科に在籍する者及び平成２９年度までに編入学した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

６　この学則第５７条、第６１条第１項の規定にかかわらず、第５６条に規定する目的を達成するため、本校に次の専攻を置き、改正後の学則の各規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（１）生産工学専攻

（２）制御工学専攻

（３）物質化学工学専攻

７　前項各号に規定する専攻は、平成２７年３月３１日に当該専攻に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２７年度以前の入学生に係る教育課程の改正については、改正後の学則別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成２６年度以前の入学生で平成２７年度に第１学年にとどめられた者及び平成２７年度の入学生に係る教育課程については別に定めるところによる。

３　改正後の学則別表第３及び別表第４の規定については平成２７年度の専攻科入学生から適用し、平成２６年度以前の専攻科入学生については、従前の例による。

附　則

この学則は、平成２８年９月７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度以降の入学生及び専攻科入学生に適用する。

２　平成２８年度以前の入学生及び専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２９年３月９日から施行し、この学則による改正後の北九州工業高等専門学校学則の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成２９年４月２０日から施行し、この学則による改正後の北九州工業高等

専門学校学則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成２９年度以前の入学生及び専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３０年度以前の入学生に係る教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３０年度以前の入学生に係る教育課程については、別に定めるところによる。

附　則

この学則は、令和元年１０月１０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和２年４月１６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の学則別表第３及び別表第４の規定については令和３年度の専攻科入学生から適用し、令和２年度以前の専攻科入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和２年１２月１０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和３年５月１３日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の学則第２条第２項の規定については令和４年度の本科第１学年から適用し、令和４年度の本科第２学年については、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の学則別表第３及び別表第４の規定については令和５年度の専攻科入学生から適用し、令和４年度以前の専攻科入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の学則別表第４の規定については令和７年度の専攻科入学生から適用し、令和６年度以前の専攻科入学生については、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和３年度以前の入学生に係る教育課程については、別に定めるところによる。

別表第１

一般科目

授業科目		単位数	学年別配当 1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	国語ＡⅠ	1	1					
	国語ＡⅡ	1	1					
	国語ＢⅠ	1		1				
	国語ＢⅡ	1		1				
	現代文Ⅰ	1			1			留学生以外に対して開講
	日本語Ⅰ							留学生に対して開講
	現代文Ⅱ	1			1			留学生以外に対して開講
	日本語Ⅱ							留学生に対して開講
	アジア文学論Ⅰ	1				1		
	アジア文学論Ⅱ	1				1		
	地理Ⅰ	1	1					
	地理Ⅱ	1	1					
	公共倫理Ⅰ	1		1				
	公共倫理Ⅱ	1		1				
	歴史Ⅰ	1		1				
	歴史Ⅱ	1		1				
	現代社会Ⅰ	1			1			留学生以外に対して開講
	日本事情Ⅰ							留学生に対して開講
	現代社会Ⅱ	1			1			留学生以外に対して開講
	日本事情Ⅱ							留学生に対して開講
	基礎数学ＡⅠ	2	2					
	基礎数学ＡⅡ	2	2					
	基礎数学ＢⅠ	1	1					
	基礎数学ＢⅡ	1	1					
	基礎解析Ⅰ	2		2				
	基礎解析Ⅱ	2		2				
	微分積分Ⅰ	2			2			
	微分積分Ⅱ	2			2			
	代数・幾何Ⅰ	1		1				
	代数・幾何Ⅱ	1		1				
	線形代数Ⅰ	1			1			
	線形代数Ⅱ	1			1			
	物理ＡⅠ	1	1					
	物理ＡⅡ	1	1					
	物理ＢⅠ	1		1				
	物理ＢⅡ	1		1				
	化学ＡⅠ	1	1					
	化学ＡⅡ	1	1					
	化学ＢⅠ	1		1				
	化学ＢⅡ	1		1				
	総合科学Ⅰ	1	1					
	総合科学Ⅱ	1	1					
	保健	1	1					
	体育ＡⅠ	1	1					
	体育ＡⅡ	1	1					
	体育ＢⅠ	1		1				
	体育ＢⅡ	1		1				
	体育ＣⅠ	1			1			
	体育ＣⅡ	1			1			
	生涯スポーツⅠ	1				1		
	生涯スポーツⅡ	1				1		
	音楽	1	1					
	英語ＡⅠ	2	2					
	英語ＡⅡ	2	2					
	英語ＢⅠ	2		2				
	英語ＢⅡ	2		2				
	英語ＣⅠ	1			1			
	英語ＣⅡ	1			1			
	総合英語ＡⅠ	1				1		
	総合英語ＡⅡ	1				1		
	総合英語ＢⅠ	1					1	
	総合英語ＢⅡ	1					1	
	英語表現ＡⅠ	1	1					
	英語表現ＡⅡ	1	1					
	英語表現ＢⅠ	1			1			
	英語表現ＢⅡ	1			1			
必修科目単位数		72	26	22	16	6	2	

授業科目		単位数	学年別配当 1年	2年	3年	4年	5年	備考
選択科目	中国語文化	1			1			（異文化言語理解群）前期・後期
	韓国語文化	1			1			前期と後期で1単位ずつ、2科目を修得
	タイ語文化	1			1			
	比較文学特論	1				1		（リベラルアーツ科目群）前期・後期
	比較言語学特論	1				1		前期と後期で1単位ずつ、2科目を修得
	比較思想学特論	1				1		
	比較地理学特論	1				1		
	比較歴史学特論	1				1		
	比較宗教学特論	1				1		
	文化地理学	2				1	1	（人文社会科学群）前期・後期
	文化交流史	2				1	1	前期と後期で1単位ずつ、2年間で4科目を修得
	技術者倫理・哲学	2				1	1	
	法学・知財	2				1	1	
選択科目開設単位数計		17			3	10	4	
選択科目修得単位数計		8			2	4	2	
一般科目開設単位数計		89	26	22	19	16	6	
一般科目修得単位数計		80	26	22	18	10	4	

別表第２

専門基礎共通科目

授業科目		単位数	学年別配当		備考
			1年	2年(後期)	
必修科目	情報リテラシー	1	1		
	情報セキュリティ	1	1		
	工学基礎実験Ⅰ	2	2		
	工学基礎実験Ⅱ	2	2		
	基礎製図Ａ	1	1		
	基礎製図Ｂ	1		1	
	メカトロニクス基礎	1		1	
	電気基礎	1		1	
	プログラミング基礎	1		1	
	材料基礎	1		1	
専門基礎共通科目開設単位数計		12	7	5	
専門基礎共通科目修得単位数計		12	7	5	

機械創造システムコース

	授業科目	単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年
必修科目	機械製図基礎	1	1			
	ＣＡＤ実習	1	1			
	力学基礎	1	1			
	機械実習基礎	2	2			
	物理ＣⅠ	1		1		
	物理ＣⅡ	1		1		
	応用数学Ⅰ	1			1	
	応用数学Ⅱ	1			1	
	確率・統計基礎	1				1
	数値計算法	1			1	
	材料学Ⅰ	1		1		
	材料学Ⅱ	1		1		
	機構学	1		1		
	工業力学Ⅰ	1		1		
	工業力学Ⅱ	1		1		
	材料力学ＡⅠ	1		1		
	材料力学ＡⅡ	1		1		
	材料力学Ｂ※	2			2	
	熱力学Ⅰ	1			1	
	熱力学Ⅱ	1			1	
	エネルギー工学Ⅰ	1				1
	エネルギー工学Ⅱ	1				1
	伝熱工学Ⅰ	1				1
	伝熱工学Ⅱ	1				1
	水力学Ⅰ	1			1	
	水力学Ⅱ	1			1	
	流体力学Ⅰ	1				1
	流体力学Ⅱ	1				1
	機械工作法Ⅰ	1		1		
	機械工作法Ⅱ	1		1		
	機械加工学	1			1	
	設計工学Ⅰ	1			1	
	設計工学Ⅱ	1			1	
	機械工学演習	1			1	
	創造デザイン演習ＡⅠ	2			2	
	創造デザイン演習ＡⅡ	2			2	
	創造デザイン演習Ｂ	2				2
	機械製図Ⅰ	1		1		
	機械製図Ⅱ	1		1		
	振動工学	1			1	
	自動制御Ａ	1			1	
	自動制御Ｂ	1				1
	メカトロニクス工学Ⅰ	1				1
	メカトロニクス工学Ⅱ	1				1
	工業英語	1			1	
	工作実習Ⅰ	2		2		
	工作実習Ⅱ	2		2		
	機械工学実験Ａ	2			2	
	機械工学実験Ｂ	2				2
	卒業研究	8				8
必修科目単位数		66	5	17	22	22

	授業科目	単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	精密加工学	1			1		3単位以上修得 工作実習基礎は、工業高校以外からの編入学生のみ履修対象で必修である。
	材料力学演習	1			1		
	新素材材料学	1			1		
	長期学外実習	3			3		
	工作実習基礎	1			1		
	学外実習Ａ	1			1		4単位以上修得 ・「学外実習Ｂ」は、「学外実習Ａ」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。 ・「機械創造システム特論Ａ・Ｂ」は、コースが承認した他高専・大学等による講義・実習を履修した場合に認定される科目である。 単位の認定は別に定める。
	学外実習Ｂ	1				1	
	数学特論	1			1		
	ＣＡＥ演習	1				1	
	応用物理	1				1	
	基礎ディジタル回路	1				1	
	ロボット工学	1				1	
	工業英語演習	1				1	
	品質管理	1				1	
	機械創造システム特論Ａ	1			1		
	機械創造システム特論Ｂ	1				1	
	基礎カーエレクトロニクス	1				1	前期・後期
	コンピュータ概論	1				1	前期と後期で1単位ずつ修得
	物質化学工学概論	1				1	
選択科目開設単位数計		21			10	11	
選択科目修得単位数計		9			3(4) [5]<6>	6(5) [4]<3>	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		87	5	17	32	33	
専門科目修得単位数計		75	5	17	25(26) [27]<28>	28(27) [26]<25>	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。

※印は「学修単位科目」であることを示す。

	授業科目	単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	学外実習C	1			1		学外実習Ａまたは学外実習Ｂ単位修得者のみ。進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

知能ロボットシステムコース

授業科目		単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年
必修科目	ロボティクス基礎	1	1			
	ＣＡＤ演習	1	1			
	工作実習	2	2			
	プログラミング	1	1			
	プログラミング応用Ⅰ	1		1		
	プログラミング応用Ⅱ	1		1		
	ロボットデザインⅠ	2		2		
	ロボットデザインⅡ	2		2		
	インターフェース工学	1		1		
	組込み技術	2		2		
	力学Ⅰ	1		1		
	力学Ⅱ	1		1		
	材料力学基礎	1		1		
	機械工作法	1		1		
	電気電子基礎	1		1		
	ＳＩｅｒ基礎	1		1		
	知能ロボットシステム実験Ａ	2		2		
	応用数学Ⅰ	1			1	
	応用数学Ⅱ	1			1	
	データサイエンス基礎	1			1	
	アルゴリズム	1			1	
	コンピュータアーキテクチャ※	1			1	
	機械力学Ⅰ	1			1	
	機械力学Ⅱ	1			1	
	材料力学Ⅰ	1			1	
	材料力学Ⅱ	1			1	
	熱力学Ⅰ	1			1	
	熱力学Ⅱ	1			1	
	水力学Ⅰ	1			1	
	水力学Ⅱ	1			1	
	制御工学Ⅰ	1			1	
	制御工学Ⅱ	1			1	
	機械設計Ⅰ	1			1	
	機械設計Ⅱ	1			1	
	創造ロボット演習Ａ	2			2	
	知能ロボットシステム実験Ｂ	2			2	
	確率・統計基礎	1				1
	データサイエンスⅠ	2				2
	データサイエンスⅡ	1				1
	メカトロニクス工学	2				2
	ロボット工学	1				1
	熱システム工学	1				1
	流れ学	1				1
	システム制御工学Ⅰ	1				1
	システム制御工学Ⅱ	1				1
	創造ロボット演習Ｂ	2				2
	ロボット知能化演習	2				2
	知能ロボットシステム実験Ｃ	2				2
	卒業研究	8				8
必修科目単位数		68	5	17	21	25

授業科目		単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	長期学外実習	3			3		3単位修得
	プロジェクト演習	3			3		
	学外実習Ａ	1			1		2単位以上修得 ・「学外実習Ｂ」は、「学外実習Ａ」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。 ・「知能ロボットシステム特論Ａ・Ｂ」は、コースが承認した他高専・大学等による講義・実習を履修した場合に認定される科目である。単位の認定は別に定める。
	知能ロボットシステム特論Ａ	1			1		
	数学特論	1			1		
	学外実習Ｂ	1				1	
	知能ロボットシステム特論Ｂ	1				1	
	品質管理	1				1	
	図形処理工学	1				1	
	基礎カーエレクトロニクス	1				1	前期・後期
	コンピュータ概論	1				1	前期と後期で1単位ずつ修得
	物質化学工学概論	1				1	
選択科目開設単位数計		16			9	7	
選択科目修得単位数計		7			3(4) [5]	4(3) [2]	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		84	5	17	30	32	
専門科目修得単位数計		75	5	17	24(25) [26]	29(28) [27]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。

※印は「学修単位科目」であることを示す。

授業科目		単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	学外実習C	1			1		学外実習Ａまたは学外実習Ｂ単位修得者のみ。進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

電気電子コース

授業科目		単位数	学年別配当			
			2年(後期)	3年	4年	5年
必修科目	基礎電気回路	1	1			
	電気数学	1	1			
	プログラミング応用	1	1			
	電気電子工学基礎実験	2	2			
	物理学Ⅰ	1		1		
	物理学Ⅱ	1		1		
	電子回路設計	1		1		
	電気機器設計	1				1
	アルゴリズムとデータ構造	1		1		
	電気回路ＡⅠ	1		1		
	電気回路ＡⅡ	1		1		
	電気回路ＢⅠ	1			1	
	電気回路ＢⅡ	1			1	
	電気磁気学ＡⅠ	1		1		
	電気磁気学ＡⅡ	1		1		
	電気磁気学ＢⅠ	1			1	
	電気磁気学ＢⅡ	1			1	
	電子回路基礎Ⅰ	1		1		
	電子回路基礎Ⅱ	1		1		
	電子回路論Ⅰ	1			1	
	電子回路論Ⅱ	1			1	
	電気機器ＡⅠ	1		1		
	電気機器ＡⅡ	1		1		
	電気機器Ｂ	1			1	
	電気電子工学実験Ａ	4		4		
	電気電子工学実験Ｂ	4			4	
	応用数学Ⅰ	1			1	
	応用数学Ⅱ	1			1	
	確率・統計Ⅰ	1				1
	確率・統計Ⅱ	1				1
	応用物理学Ⅰ	1			1	
	応用物理学Ⅱ	1			1	
	電気電子工学演習Ａ	1			1	
	電気電子計測工学	1			1	
	電子工学	1			1	
	基礎制御工学ＡⅠ	1			1	
	基礎制御工学ＡⅡ	1			1	
	基礎制御工学Ｂ	1				1
	パワーエレクトロニクス基礎	1			1	
	パワーエレクトロニクス論	1				1
	電子回路製作実習	1			1	
	数値計算法	1				1
	電気電子材料	1				1
	高電圧工学※	2				2
	通信工学	1				1
	電力システム工学Ⅰ	1				1
	電力システム工学Ⅱ	1				1
	エネルギー変換工学	1				1
	工業英語	1				1
	電気法規及び施設管理	1				1
	電気電子工学実験Ｃ	2				2
	卒業研究	8				8
必修科目単位数		68	5	16	22	25

授業科目		単位数	学年別配当				備考
			2年(後期)	3年	4年	5年	
選択科目	画像処理	1			1		3単位修得
	電気電子工学演習Ｂ	1			1		
	電気電子工学演習Ｃ	1			1		
	カーエレクトロニクス	1			1		
	長期学外実習	3			3		
	学外実習Ａ	1			1		2単位以上修得 ・「学外実習Ｂ」は、「学外実習Ａ」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。 ・「電気電子工学特論Ａ・Ｂ」は、コースが承認した他高専・大学等による講義・実習を履修した場合に認定される科目である。単位の認定は別に定める。
	学外実習Ｂ	1				1	
	数学特論	1			1		
	電気電子工学特論Ａ	1			1		
	電気電子工学特論Ｂ	1				1	
	基礎オプトエレクトロニクス	1				1	
	パワーエレクトロニクス演習	1				1	
	回路網解析	1				1	
	数値計算演習	1				1	
	機械工学概論	1				1	前期・後期 前期と後期で1単位ずつ修得
	メカトロニクス概論	1				1	
	コンピュータ概論	1				1	
	物質化学工学概論	1				1	
選択科目開設単位数計		20			10	10	
選択科目修得単位数計		7			3(4) [5]	4(3) [2]	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		88	5	16	32	35	
専門科目修得単位数計		75	5	16	25(26) [27]	29(28) [27]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。

※印は「学修単位科目」であることを示す。

授業科目		単位数	学年別配当				備考
			2年(後期)	3年	4年	5年	
選択科目	学外実習C	1			1		学外実習Ａまたは学外実習Ｂ単位修得者のみ。進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

情報システムコース

	授業科目	単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年
必修科目	情報処理	2	2			
	基礎電気回路	1	1			
	論理回路	1	1			
	計算機システム	1	1			
	力学Ⅰ	1		1		
	力学Ⅱ	1		1		
	電気磁気学ＡⅠ	1			1	
	電気磁気学ＡⅡ	1			1	
	電気磁気学Ｂ※	2				2
	電気回路ＡⅠ	1		1		
	電気回路ＡⅡ	1		1		
	電気回路Ｂ	1			1	
	電子回路ＡⅠ	1		1		
	電子回路ＡⅡ	1		1		
	電子回路ＢⅠ	1			1	
	電子回路ＢⅡ	1			1	
	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	1		1		
	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	1		1		
	システムプログラミングⅠ	1		1		
	システムプログラミングⅡ	1		1		
	計測工学Ⅰ	1		1		
	計測工学Ⅱ	1		1		
	電子情報システム工学実験実習ＡⅠ	2		2		
	電子情報システム工学実験実習ＡⅡ	2		2		
	電子情報システム工学実験実習ＢⅠ	2			2	
	電子情報システム工学実験実習ＢⅡ	2			2	
	電子情報システム工学実験実習Ｃ	2				2
	応用数学ＡⅠ	1			1	
	応用数学ＡⅡ	1			1	
	応用数学ＢⅠ	1				1
	応用数学ＢⅡ	1				1
	ネットワーク技術Ⅰ	1			1	
	ネットワーク技術Ⅱ	1			1	
	ネットワーク構成論	1			1	
	ネットワーク応用	1				1
	情報基礎	1			1	
	数値計算法Ⅰ	1			1	
	制御理論Ⅰ	1			1	
	制御理論Ⅱ	1			1	
	電気機器	1			1	
	情報科学	1			1	
	情報制御システム創造演習	1			1	
	プロジェクトマネジメント演習※	2				2
	システム制御演習※	2				2
	データベース基礎	1				1
	信号処理Ⅰ	1				1
	信号処理Ⅱ	1				1
	システム制御理論Ⅰ	1				1
	システム制御理論Ⅱ	1				1
	シミュレーション	1				1
	卒業研究	8				8
必修科目単位数		67	5	16	21	25

	授業科目	単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	画像処理	1			1		3単位修得
	数値計算法Ⅱ	1			1		
	プログラミング演習	1			1		
	長期学外実習	3			3		
	学外実習Ａ	1			1		３単位以上修得
	学外実習Ｂ	1				1	・「学外実習Ｂ」は、「学外実習Ａ」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。
	電気回路演習	1			1		
	数学特論	1			1		
	情報技術概論	1				1	・「情報システム特論Ａ・Ｂ」は、コースが承認した他高専・大学等による講義・実習を履修した場合に認定される科目である。単位の認定は別に定める。
	システム工学	1				1	
	人工知能	1				1	
	情報システム特論Ａ	1			1		
	情報システム特論Ｂ	1				1	
	機械工学概論	1				1	前期・後期
	メカトロニクス概論	1				1	前期と後期で1単位ずつ修得
	基礎カーエレクトロニクス	1				1	
	物質化学工学概論	1				1	
選択科目開設単位数計		19			10	9	
選択科目修得単位数計		8			3(4) [5]<6>	5(4) [3]<2>	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		86	5	16	31	34	
専門科目修得単位数計		75	5	16	24(25) [26]<27>	30(29) [28]<27>	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。

※印は「学修単位科目」であることを示す。

	授業科目	単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	学外実習C	1			1		学外実習Ａまたは学外実習Ｂ単位修得者のみ。進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

物質化学コース（令和8年度第1学年に係る教育課程）

授業科目		単位数	学年別配当			
			2年(後期)	3年	4年	5年
必修科目	基礎無機化学	1	1			
	基礎有機化学	1	1			
	基礎化学演習	1	1			
	基礎化学実験	2	2			
	基礎化学工学	1		1		
	有機化学ＡⅠ	1		1		
	有機化学ＡⅡ	1		1		
	無機化学	1		1		
	生物化学Ⅰ	1		1		
	生物化学Ⅱ	1		1		
	分析化学Ⅰ	1		1		
	分析化学Ⅱ	1		1		
	総合物理Ⅰ	1		1		
	総合物理Ⅱ	1		1		
	物理化学Ａ	1		1		
	物質化学演習	1		1		
	有機化学実験	2		2		
	無機・分析化学実験	2		2		
	有機化学Ｂ	1			1	
	化学工学ＡⅠ	1			1	
	化学工学ＡⅡ	1			1	
	高分子化学※	2			2	
	生物材料化学	1			1	
	食品科学	1			1	
	応用無機化学	1			1	
	化学数学Ⅰ	1			1	
	化学数学Ⅱ	1			1	
	基礎データサイエンス	1			1	
	計算機化学	1			1	
	物理化学ＢⅠ	1			1	
	物理化学ＢⅡ※	2			2	
	物理化学実験	2			2	
	物質化学実習	2			2	
	応用化学工学実験	2			2	
	化学工学ＢⅠ	1				1
	化学工学ＢⅡ	1				1
	機器分析学※	2				2
	物質工学	1				1
	資源エネルギー工学	1				1
	環境化学工学	1				1
	生物反応工学	1				1
	微生物工学	1				1
	生物工学	1				1
	応用物理Ⅰ	1				1
	応用物理Ⅱ	1				1
	化学英語	1				1
	機器分析実験	1				1
	物質化学総合実習Ⅰ	1				1
	物質化学総合実習Ⅱ	2				2
	卒業研究	8				8
必修科目単位数		67	5	16	21	25

授業科目		単位数	学年別配当				備考
			2年(後期)	3年	4年	5年	
選択科目	品質管理	1			1		3単位修得
	安全工学	1			1		
	触媒化学	1			1		
	長期学外実習	3			3		
	学外実習Ａ	1			1		3単位修得 ・「学外実習Ｂ」は、「学外実習Ａ」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。
	学外実習Ｂ	1				1	
	数学特論	1			1		
	協学実習	1				1	
	応用有機化学	1				1	
	応用高分子化学	1				1	
	遺伝子工学	1				1	
	応用生物工学	1				1	
	機械工学概論	1				1	前期・後期
	メカトロニクス概論	1				1	前期と後期で1単位ずつ修得
	基礎カーエレクトロニクス	1				1	
	コンピュータ概論	1				1	
選択科目開設単位数計		18			8	10	
選択科目修得単位数計		8			3(4) [5]	5(4) [3]	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		85	5	16	29	35	
専門科目修得単位数計		75	5	16	24(25) [26]	30(29) [28]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。

※印は「学修単位科目」であることを示す。

授業科目		単位数	学年別配当				備考
			2年(後期)	3年	4年	5年	
選択科目	学外実習C	1			1		学外実習Ａまたは学外実習Ｂ単位修得者のみ。進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

物質化学コース（令和8年度第2～5学年に係る教育課程）

授業科目		単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年
必修科目	基礎無機化学	1	1			
	基礎有機化学	1	1			
	基礎生物化学	1	1			
	基礎化学実験	2	2			
	分析化学Ⅰ	1		1		
	分析化学Ⅱ	1		1		
	無機化学	1		1		
	有機化学A	1		1		
	有機化学BⅠ	1			1	
	有機化学BⅡ	1			1	
	生物化学	1		1		
	物理化学AⅠ	1		1		
	物理化学AⅡ	1		1		
	物理化学BⅠ	1			1	
	物理化学BⅡ	1			1	
	物質化学演習	1		1		
	総合物理Ⅰ	1		1		
	総合物理Ⅱ	1		1		
	有機化学実験	2		2		
	無機・分析化学実験	2		2		
	高分子化学AⅠ	1			1	
	高分子化学AⅡ	1			1	
	基礎化学工学	1		1		
	化学工学AⅠ	1			1	
	化学工学AⅡ	2			2	
	化学数学Ⅰ	1			1	
	化学数学Ⅱ	1			1	
	応用物理Ⅰ	1				1
	応用物理Ⅱ	1				1
	化学英語	1				1
	物理化学実験	2			2	
	基礎データサイエンス	1		1		
	計算機化学	1			1	
	応用無機化学	1			1	
	応用化学工学実験	2			2	
	生物材料化学	1			1	
	食品科学Ⅰ	1			1	
	構造解析学	1			1	
	機器分析学	1				1
	物質工学Ⅰ	1				1
	機器分析実験	2				2
	資源エネルギー工学	1				1
	環境化学工学	1				1
	化学工学BⅠ	1				1
	生物反応工学	1				1
	微生物工学Ⅰ	1				1
	応用生物工学Ⅰ	1				1
	物質化学実習	2			2	
	物質化学総合実習Ⅰ	1				1
	物質化学総合実習Ⅱ	2				2
	卒業研究	8				8
必修科目単位数		67	5	16	22	24

授業科目		単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	長期学外実習	3			3		・4年で3単位以上、4・5年で合計6単位修得 ・「学外実習Ｂ」は、「学外実習Ａ」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。
	学外実習A	1			1		
	学外実習B	1				1	
	数学特論	1			1		
	品質管理	1			1		
	安全工学	1			1		
	触媒化学	1			1		
	協学実習	1				1	
	応用有機化学	1				1	
	化学工学BⅡ	1				1	
	物質工学Ⅱ	1				1	
	高分子化学B	1				1	
	食品科学Ⅱ	1			1		
	遺伝子工学	1				1	
	発酵工学	1				1	
	微生物工学Ⅱ	1				1	
	応用生物工学Ⅱ	1				1	
	機械工学概論	1				1	前期・後期
	メカトロニクス概論	1				1	前期と後期で1単位ずつ修得
	基礎カーエレクトロニクス	1				1	
	コンピュータ概論	1				1	
選択科目開設単位数計		23			9	14	
選択科目修得単位数計		8			3(4) [5]{6}	5(4) [3]{2}	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		90	5	16	31	38	
専門科目修得単位数計		75	5	16	25(26) [27]{28}	29(28) [27]{26}	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。

※印は「学修単位科目」であることを示す。

授業科目		単位数	学年別配当 2年(後期)	3年	4年	5年	備考
選択科目	学外実習C	1			1		学外実習Ａまたは学外実習Ｂ単位修得者のみ。進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

別表第3

一般科目及び専門基礎科目（生産デザイン工学専攻）

授業科目			単位数	学年別配当				備考	
				1年		2年			
				前期	後期	前期	後期		
一般科目	必修科目	英語文献講読	1			1			
		英語運用能力Ⅰ	2	2					
		英語運用能力Ⅱ	2		2				
		文章表現論	2		2				
		北九州産業論	2	2					
		国際社会学演習	1			1			
	必修科目単位数計		10	4	4	2			
専門基礎科目	必修科目	数学特論Ⅰ	2	2					
		数学特論Ⅱ	2		2				
		物理学特論Ⅰ	2	2					
		知的財産・特許法特論	2			2			
	必修科目単位数計		8	4	2	2			
	選択科目	物理学特論Ⅱ	2		2				
		物理学特論Ⅲ	2			2			
		ライフサイエンス特論	2		2				
		技術者倫理・法規	2				2	本科で未履修の学生のみ選択可	
		専攻科特論Ⅰ	2	2				他大学との単位互換科目等	
		専攻科特論Ⅱ	2	2				その他2単位に相当する学外連携科目，特別講義科目	
		専攻科特論Ⅲ	1	1				その他1単位に相当する学外連携科目，特別講義科目	
		特別実習	1	1				5日(40h)以上1ヵ月未満	
		長期特別実習Ⅰ	4	4				1ヶ月以上2か月未満（長期特別実習）	重複履修不可
		長期特別実習Ⅱ	8	8				2ヶ月以上3か月未満	
		長期特別実習Ⅲ	12	12				3ヶ月以上	
	選択科目開設単位数計		38	0	4	27	7		
	選択科目修得単位数計		6						
開設単位数計			56	8	10	31	7		
修得単位数計			24						

別表第4
専門必修科目・重点領域専門科目（生産デザイン工学専攻）

授業科目			単位数	学年別配当				備考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
専門必修科目	全領域共通	生産デザイン工学特別研究Ⅰ	6	6				
		生産デザイン工学特別研究Ⅱ	6			6		学修総まとめ科目
		生産デザイン工学	2	2				生産デザイン工学専攻 基幹３科目
		生産デザイン工学演習	1	1				
		創造工学実験	1		1			
		セキュリティ技術総論	2		2			
		デジタルエンジニアリング総論	2	2				
		メカトロニクス工学特論	2	2				
		計算機アーキテクチャー	2		2			
	開設単位数計		24	7	11	0	6	
重点領域専門科目	環境材料領域（A領域）	領域必修 無機材料工学	2	2				
		領域必修 有機・高分子化学特論	2		2			
		領域必修 化学反応制御学	2		2			
		A領域必修科目単位数計	6	2	4	0	0	
		A領域選択科目 環境材料学	2				2	① 応用化学の学位取得を目指す場合は①及び②の科目群から，生物工学の学位取得を目指す場合は，②及び③の科目群からそれぞれ８単位以上修得のこと．
		A領域選択科目 量子物理化学	2			2		①
		A領域選択科目 化学熱力学	2			2		①
		A領域選択科目 グリーンエネルギー	2				2	①
		A領域選択科目 環境分析化学	2		2			②
		A領域選択科目 バイオエネルギー	2	2				②
		A領域選択科目 細胞工学	2				2	③
		A領域選択科目 生物工学特論	2		2			③
		A領域選択科目 分子生物学	2			2		③
		A領域選択科目開設単位数計	18	2	4	6	6	
		A領域選択科目単位数計	8					
	AI・IoT領域（B領域）	領域必修 IoTシステム	2	2				
		領域必修 IoTデバイス基礎	2		2			
		領域必修 計算知能工学	2	2				
		B領域必修科目単位数計	6	4	2	0	0	
		B領域選択科目 電磁エネルギー変換	2	2				④ 本科で主に電気系を履修した学生は④の科目群から，主に情報系を履修した学生は，⑤の科目群からそれぞれ８単位以上修得のこと．
		B領域選択科目 電磁アクチュエータ	2				2	④
		B領域選択科目 エネルギーシステム工学	2			2		④
		B領域選択科目 電気材料工学	2			2		④
		B領域選択科目 オプトエレクトロニクス	2			2		④
		B領域選択科目 情報理論	2	2				⑤
		B領域選択科目 統計データ解析特論	2		2			⑤
		B領域選択科目 コンピュータ制御論	2				2	⑤
		B領域選択科目 ディジタル信号処理	2	2				⑤
		B領域選択科目 離散数学	2		2			⑤
		B領域選択科目開設単位数計	20	6	4	6	4	
		B領域選択科目単位数計	8					
	ロボティクス領域（C領域）	領域必修 ロボティクス	2	2				
		領域必修 デジタルプロセス工学	2		2			
		領域必修 ロボットダイナミクス	2		2			
		C領域必修科目単位数計	6	2	4	0	0	
		C領域選択科目 弾性力学	2		2			⑥ 本科で主に機械系を履修した学生は⑥及び⑦の科目群から，主に知能ロボット・制御系を履修した学生は，⑦及び⑧の科目群からそれぞれ８単位以上修得のこと．
		C領域選択科目 熱流動工学	2	2				⑥
		C領域選択科目 ロケット工学	2			2		⑥
		C領域選択科目 機械製図特論	2				2	⑥
		C領域選択科目 流動システム工学	2	2				⑦
		C領域選択科目 バリューチェーンマネジメント	2				2	⑧
		C領域選択科目 システムインテグレーション	2	2				⑧
		C領域選択科目 ロボット制御工学	2			2		⑧
		C領域選択科目 シミュレーション工学	2			2		⑧
		C領域選択科目開設単位数計	18	6	2	6	4	
		C領域選択科目単位数計	8					
専門科目修得単位数計			38					

※通年科目の単位数は後期に含まれる。